

同 窓 会 規 約

(名称)

第 1 条 本会は、イムス横浜国際看護専門学校同窓会と称する。

(事務局)

第 2 条 本会事務局を横浜市緑区長津田 6-20-24 イムス横浜国際看護専門学校内に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、会員相互の親睦と交流を図り、会員の社会的発展に資し、併せてイムス横浜国際看護専門学校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 会員の親睦及び福祉に関すること。
- 2) 会員の名簿及び会誌等の発行。
- 3) イムス横浜国際看護専門学校の後援に関すること。
- 4) その他、本会の目的達成のために必要な諸事業。

(会員)

第 5 条 本会は次の会員で組織する。

- 1) 正 会 員 イムス横浜国際看護専門学校卒業生
- 2) 準 会 員 イムス横浜国際看護専門学校在校生
- 3) 特別会員 イムス横浜国際看護専門学校現教職員及び役員会が承認した旧職員

2 会員名簿を作成し、個人情報保護の下事務担当者が管理する。

(役員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- 1) 会 長 1名
- 2) 副 会 長 2名
- 3) 総 務 若干名
- 4) 会 計 2名
- 5) 会計監査 2名
- 6) 小委員会 若干名
- 7) 監 事 若干名

(役員の仕事)

第 7 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

- 3) 総務は、総務事務を担当する。
- 4) 会計は会計を担当する。
- 5) 会計監査は、会計の状況及び事業監査を行う。
- 6) 小委員会委員は、小委員会を組織し、各委員会活動を行う。
- 7) 監事は、当会の運営を補佐する。

(役員を選出)

第 8 条 役員は正会員より選出する。

- 2 会長、副会長、総務、会計、会計監査、小委員会委員は、役員会で推薦し総会で選出する。
- 3 監事は総会で選出する。

(役員任期)

第 9 条 役員任期は、2年とし再任を妨げない。

(職員)

第 10 条 本会に職員を置くことができる。

(会議の種別)

第 11 条 本会の会務は、通常総会、臨時総会、役員会、各委員会とする。

(総会)

第 12 条 総会は、会長がこれを招集する。

- 1) 通常総会は、毎年1回、会計年度終了後速やかに招集する。
- 2) 臨時総会は、会長または役員が必要と認めた時は、いつでも招集することができる。
- 3) 会長は、正会員総数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された時は、その請求があった日から1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4) 総会は役員及び正会員の過半数の出席（委任状含む）を必要とする。
- 5) 総会の議長は、その都度出席役員より選出する。
- 6) 総会の議決は出席者（委任状含む）の過半数を必要とする。
- 7) 特に緊急を要するときは、役員の手書審議で総会にかえることができる。

(総会の招集・審議)

第 13 条 通常総会は、本会の議決機関であり、毎年1回開催し、次の事項を審議決定する。

- 1) 役員を選任
 - 2) 前年度の事業報告、収支決算の承認
 - 3) 当年度の事業計画、収支予算の承認
 - 4) その他、本会の運営に関する必要事項
- 2 臨時総会は必要に応じて会長または役員が招集する。

(役員会の構成及び運営)

第14条 役員会の構成及び運営は次のとおりとする。

- 1) 会長、副会長、総務、会計をもって構成する。
- 2) 役員会の開催は構成員の3分の1以上の出席を必要とする。
- 3) 役員会の議事は出席者の過半数をもって決議する

(役員会の招集)

第15条 役員会は年3回以上開催する。ただし、構成員の3分の1以上の要請があった場合、会長は速やかに招集開催する。

2 役員会は、事業の執行上必要な事項についての議決機関であり、次の事項を審議する。

- 1) 総会の議案に関する事項
- 2) 本会に必要な細則に関する事項
- 3) その他関係事項

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会費)

第17条 会員は会費を納めるものとする。その会費の金額及び納入方法は次に定める。

- 2 正会員の会費の納入は、卒業時に納入し以降の支払いはないものとする。
- 3 賛助会員の会費納入は、年会費とする。

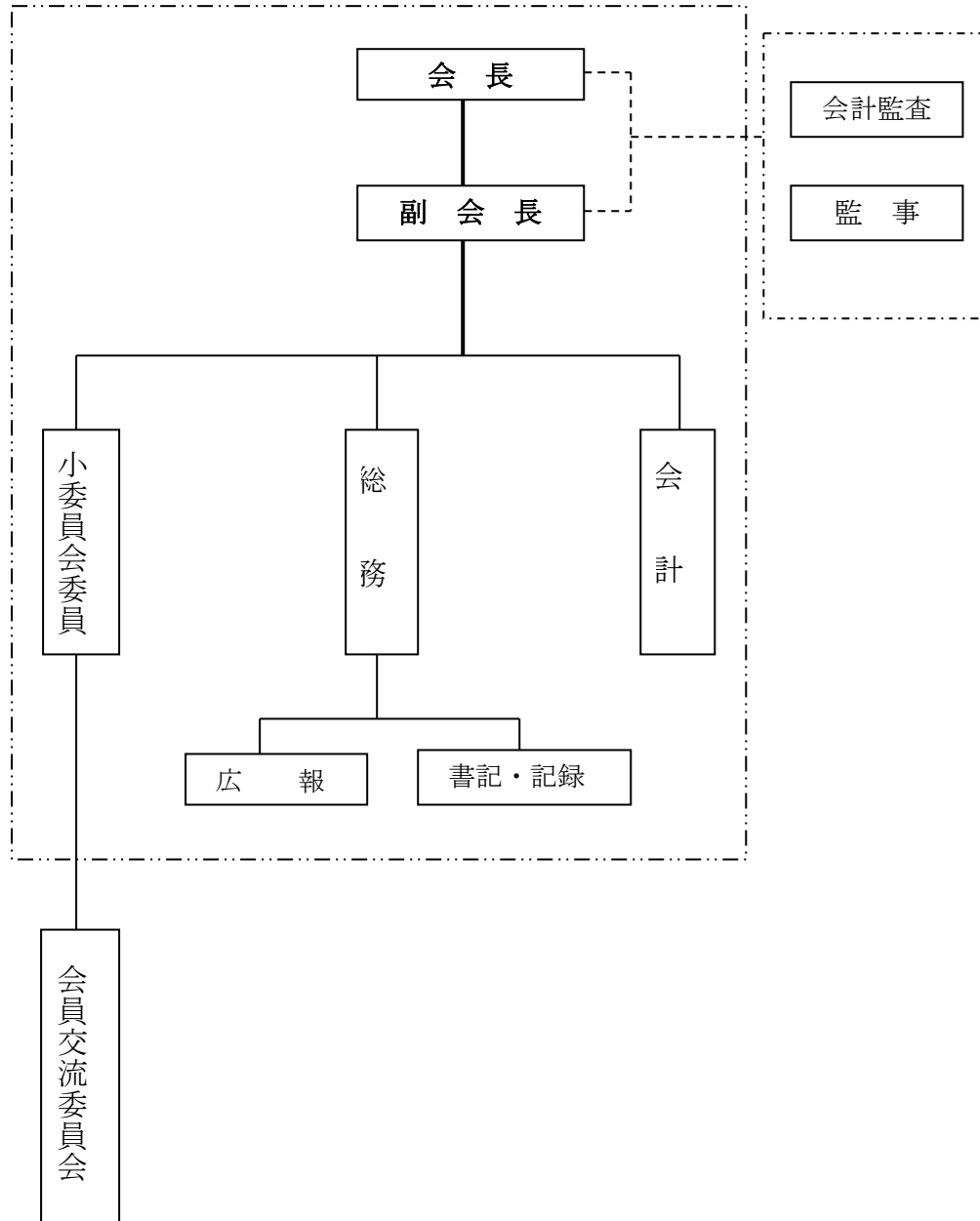
会員種別	会 費	納入方法
正会員	3,000円	振込
準会員	0円	
特別会員	0円	
賛助会員	5,000円/口	振込

(規約の改正)

第18条 規約の改正は役員会の議を経てこれを発議し、総会出席者の3分の2以上の賛成をもって行われる。

附 則 1. 本規約は、平成25年1月1日より暫定施行し、平成25年4月1日施行する。

イムス横浜国際看護専門学校 同窓会組織



イムス横浜国際看護専門学校同窓会 慶弔に関する内規

イムス横浜国際看護専門学校同窓会慶弔等について、以下のとおり内規する。

(目的)

第 1 条 この内規は、同窓会会則第 3 条及び第 4 条の親睦及び福祉に関することを目的とする。

(適応範囲)

第 2 条 会員（正会員、特別会員）とする。

(お祝い)

第 3 条 会員に次のことが生じた場合、祝い金 10,000 円を贈る。

- 1 国、医師会、看護協会、看護連盟などから名誉ある受賞。
- 2 準会員の入学式・卒業式には、花束を贈る。
- 3 準会員の卒業の際に記念品を贈る

(お見舞い)

第 4 条 会員に次のことが生じた場合、見舞金 10,000 円を贈る。

- 1) 天災地変、その他不慮の災害により、自己が住居している家屋及び家財を滅失若しくは破損した場合。

(弔慰)

第 5 条 会員に次のことが生じた場合、生花一基、弔電を送る。

- 1) 本人の死亡。

(取りまとめ)

第 6 条 同窓会会長が調整して、円滑にその目的を達成する。

(内規の改正)

第 7 条 この内規に疑義がある場合、その期を待つことなく役員会において、改定することができる。

附則

この内規は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

卒業生名簿変更依頼書

※氏名・住所・勤務先等が変更になった場合はお届けください。

登録番号（事務室用）	
------------	--

平成 年 月 日現在

学籍番号	
氏名	(新) (旧)
住所	(新) (旧)
電話番号	(新) (旧)
勤務先名	(新) (旧)
備考	上記以外に連絡を要する場合
実家住所	

1. 個人情報保護法により下記事項以外に利用することはありません。

- ①同窓会名簿として、同窓会の案内送付
- ②学校よりの連絡